

## 建築士事務所の新規登録

一級、二級、木造建築士又はこれらのものを使用する者が、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務等を行うことを業としようとするときは、登録を受ける必要があります。(建築士法第 23 条)

### ■申請に必要な書類について <正・副2部(副本はコピー可)提出>

- ①登録申請書(建築士法施行規則第 20 条関係 第 5 号書式) \*\*\*\*\* 第一面  
所属建築士名簿 \*\*\*\*\* 第二面  
役員名簿【法人のみ添付】 \*\*\*\*\* 第三面

### ②添付書類

#### ●個人の場合

- ・略歴書【登録申請者 添付書類(口)】
- ・略歴書【管理建築士 添付書類(口)】  
(※登録申請者と管理建築士が同じ場合は 1 枚で可)
- ・誓約書【添付書類(ハ)】
- ・建築士事務所装備状況一覧【添付書類(ニ)】
- ・建築士事務所装備状況写真【添付書類(ホ)】
- ・管理建築士の建築士免許証の写し(含む建築士免許証明書)
- ・管理建築士講習修了証の写し(建築士法第 24 条第 2 項)
- ・建築士定期講習修了証の写し(管理建築士を含む所属建築士全員分)

#### ※注意※

未受講の場合は受講する旨の誓約書(任意書式)添付。

#### ●法人の場合(上記個人添付書類に加え)

- ・定款の写し

《原本証明》 最終ページの余白部分に「原本に相違なし」と記述し  
年月日・法人名称・代表者氏名役名を記入

- ・現在事項全部証明書(履歴事項全部証明書でも可)の原本を正本に添付。  
副本は写しでも可。登記事項証明書は、3ヶ月以内に発行されたもの。

#### ※注意※

定款および登記の事業目的欄:建築士事務所の業務内容の記述が必要。

■登録手数料■

(一級)17,000円 (二級・木造)12,000円

手数料は、郵便局の「払込取扱票」により現金振込み(振込みに要する費用は登録申請者の負担)又は、当協会窓口での現金支払いも可。

■振込先■(※振込手数料はご負担ください)

指定口座(郵便局・ゆうちょ銀行)

口座記号番号 : 00590-6-83895

加入者名(受取人) : 一般社団法人長野県建築士事務所協会

(フリガナ) : イッパンシヤダンホウジン ナガノケンケンチクジムシヨキョウカイ

受領証又は、受付証明書の原本を申請書(第一面)正本の裏面に添付。

郵送用封筒及び郵便局での「払込取扱票」は印刷作成の上、支部事務局に備え置きます。

■提出先・問い合わせ先

長野県指定事務所登録機関

一般社団法人 長野県建築士事務所協会

〒380-0936 長野県長野市岡田町 124-1 長水建設会館2階

(当協会ホームページ <http://www.nsjk.com> を参照ください)

Tel 026-225-9277 Fax 026-225-9278

申請書の提出は郵送(簡易書留)による受付も取り扱います。但し、登録通知書及び登録申請書(副本)の返信用封筒(切手貼付)も同封の上、提出してください。